

中国税務速報

2014年10月20日

●1 全国においてファイナンスリース貨物の輸出税還付政策を試行展開することに関する通知

財政部、税関総署、国家税務総局は2014年9月1日付で、「全国においてファイナンスリース貨物の輸出還付政策を試行展開することに関する通知」（財税〔2014〕62号）を公布しました。当該通知により、「外国貿易の穏やかな増長を支持することに関する国務院弁公庁の若干の意見」（国弁発〔2014〕19号）の関連要求を着実に実行するために、現在天津東疆保税港区で試行されているファイナンスリース貨物の輸出税還付政策を全国に拡大し、統一的に実施します。本通知は2014年10月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c777828/content.html>

●2 アメリカ、韓国、日本、ロシア及び中国台湾地域を原産とする輸入ポリ塩化ビニルに適用される反ダンピング措置に対しての期間満了見直し調査を行うことに関する公布

アメリカ、韓国、日本、ロシア及び中国台湾地域を原産とする輸入ポリ塩化ビニルの反ダンピングの期間満了見直し調査を行う期間、反ダンピング税を引き続き追徴することに関する公布

商務部は2014年9月28日付で、「アメリカ、韓国、日本、ロシア及び中国台湾地域を原産とする輸入ポリ塩化ビニルに適用される反ダンピング措置に対しての期間満了見直し調査を行うことに関する公布」（商務部公告2014年第63号）を公表しました。

当該公布により、2014年9月29日から「中華人民共和国反ダンピング条例」第四十八条の規定に従い、アメリカ、韓国、日本、ロシア及び中国台湾地域を原産とする輸入ポリ塩化ビニルに適用される反ダンピング措置に対しての期間満了見直し調査を行うと決定しました。本調査は2014年9月29日から2015年9月28日まで展開されます。

それとともに、税関総署は2014年9月28日付で、「アメリカ、韓国、日本、ロシア及び中国台湾地域を原産とする輸入ポリ塩化ビニルの反ダンピングの期間満了見直し調査を行う期間、反ダンピング税を引き続き追徴することに関する公布」（税関総署公告2014年第71号）を公表しました。

当該公布により、税関総署は2014年9月29日から、アメリカ、韓国、日本、ロシア及び中国台湾地域を原産とする輸入ポリ塩化ビニルを申告することについて、「中華人民共和国税関総署公布2003年第56号、2008年第74号和2009年第65号」の関連規定にしたがって、引き続き反ダンピング税を追徴します。

<http://tjtb.mofcom.gov.cn/article/y/aa/201409/20140900748934.shtml>

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info720190.htm>

●3 「納税信用管理弁法（試行）」（国家税務総局公告2014年第40号）について

国家税務総局は2014年7月4日付で、「納税信用管理弁法（試行）」を公布しました。かつ2014年10月1日から施行します。

本弁法により税務機関は納税信用結果評価をA、B、C、Dの等級に分類し、級に従って措置をとることが明確にされました。A級の納税人の名簿は公開され、増値税の3ヵ月分の発票使用量を受け取ることができ、更に3年連続でA級に評価された場合には税務局の特別優先窓口を通じた扱いを受けることができる等という奨励措置がとられます。一方、D級の納税人に対しては増値税発票を厳格に管理され、関連部門へ通報しプロジェクト入札、安全許可、生産許可等の方面においても制限または禁止される等、厳格な管理措置がとられることとなります。

この弁法の施行により国家税務総局が公布した「納税信用等級評定管理試行弁法（国税発〔2003〕92号）は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n1586/n1593/n535441/n535492/c787284/content.html>

●4 輸出貨物労務税還付（免除）管理に関する問題に関する国家税務総局の公告

国家税務総局は2014年8月28日付で、「輸出貨物労務税還付（免除）管理に関する問題に関する公告」（国家税務総局公告2014年第51号）を公布しました。

一、当該公告により、「輸出企業が輸出貨物税還付（免除）を申告して外貨収受に関わる資料を提供することに関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2013年第30号）第三条、第九条の施行が停止され、さらに、第二条に規定される輸出貨物税還付（免除）を申告して輸出貨物の外貨収受証憑を提供しなければならない9つの条件が5つの条件に緩和調整されました。

二、外貨管理部門に批准された外貨資金集中運営管理の多国籍会社の構成員会社は通常、主管税務機関に對外提供する研究開発、設計サービス税還付（免除）を申告するために、「（増値税ゼロ税率に適用する課税サービス税還付（免除）税管理弁法の公布に関する国家税務総局の公告）（国家税務総局公告2014年第11号）第十三条第（五）項第3目の（3）で規定される資料を提供する必要があります。しかし、その構成員会社が批准の有効期間中、銀行から多国籍会社資金集中運営会社に発行される規定に合致する収納証憑を提出すれば、前述の資料の提供が不要とされました。

三、本公告は公布日から施行されます。施行日以前に税還付（免除）を申告した場合、本公告の規定により施行しても構わないとされています。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c774986/content.html>

●5 「西部地区奨励類産業目録」について

中華人民共和国国家發展和改革委員会は2014年8月20日付で、「西部地区奨励類産業目録」2014年第15号令を公布しました。

当該公告により、「西部地区奨励類産業目録」が国務院により批准され、2014年10月1日から施行されます。

本目録は二部に分かれており、一部は国家現有産業目録における奨励類産業、二部は西部地区新增奨励類産業から構成されています。

本目録は原則的に西部地区で生産・経営する各種の企業に適用されます。その中、外商投資企業は「外商投資産業指導目録」と「中西部地区外商投資優勢産業目録」により、施行されます。

http://xbkfs.ndrc.gov.cn/qyzc/201408/t20140822_623302.html